

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に

該当すると認められる地域を記載した書類

令和4年1月

大里広域市町村圏組合

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称及び代表者

名 称： 大里広域市町村圏組合

代表者： 管理者 小林 哲也

1.2 主たる事務所の所在地

所在地： 埼玉県熊谷市曙町二丁目 68 番地

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 対象事業の名称

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業 (以下、「本事業」という。)

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2.2 対象事業の目的

大里広域市町村圏組合(構成団体:熊谷市、深谷市、寄居町。以下、「本組合」という。)は、昭和47年4月に発足した地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、大里地域2市1町におけるごみ焼却施設の建設及び管理運営、不燃物処理場の建設及び管理運営、並びに介護保険を共同で事務処理している。

本組合管内には、表2.2-1に示す4つのごみ焼却施設がある。いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し、長寿命化工事を経て現在も稼働している中、老朽化により更新を検討する段階にある。また、本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要に迫られている。

令和3年2月、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」は、「新たなごみ処理施設の整備及びごみ処理施設整備基本構想の策定について(中間答申)」の中で、①ごみ焼却施設の規模については、組合全体で422t/日~501t/日程度とすること、②今後の本組合管内のごみ焼却施設を2施設体制とし、その建設候補地を熊谷市別府地内(都市計画上「熊谷衛生センター」と位置づけられている区域内)及び深谷市榎合地内(都市計画上「深谷衛生処理場」と位置づけられている区域内)に整備することを中間答申した。

本事業は、このうち熊谷市別府地内に、「(仮称)新熊谷衛生センター」(以下、「本施設」という。)を整備することを目的とする。

2.3 対象事業の概要

2.3.1 対象事業の実施区域

位置：埼玉県熊谷市西別府 583 番地 1

面積：約 3.4ha（都市計画上の面積）

2.3.2 対象事業の規模

本施設及び既存施設の規模等は、表 2.3-1 に示すとおりである

表2.3-1 対象事業の規模等

項目	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
施設規模	255 t/日	140t/日	180 t/日
焼却炉系列数	2 系列	2 系列	2 系列
処理方式	4 方式から選定中 ^{注)}	ストーカ方式	ストーカ方式
運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度
煙突高さ	約 59 m	約 59 m	約 59 m

注) 処理方式は、①ストーカ方式、②流動床方式、③シャフト炉式ガス化溶融方式、④流動床式ガス化溶融方式のいずれかとする。

2.3.3 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2.3-2 に示すとおりである。

令和 5 年度まで環境影響評価手続を実施したのち、並行して事業者選定を行い、令和 6 年度中に事業者を選定する。令和 7 年度より事業者による実施設計に着手し、令和 8 年度から本施設工場棟の土木・建築工事に着手する。その後、令和 9 年度に本施設工場棟のプラント工事（設備機器の据付等）を行い、令和 11 年度後半に試運転を開始し、同年度中に工場棟を竣工し、令和 12 年度より本施設工場棟の暫定供用を開始する。現熊谷衛生センター第二工場は（仮称）新深谷清掃センターが供用を開始する令和 11 年度に解体撤去し、その跡地に本施設の管理棟・計量棟を整備する。第一工場は、本施設の暫定供用開始後の令和 12 年度に解体撤去を行う。管理棟・計量棟を含む本施設の全面供用は令和 13 年度となる。

表2.3-2 対象事業の全体工程

令和年度 項目	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	
環境影響 評価	●	—————	●									
事業者選 定			●	—————	●							
実施設計					●	—————	●					
本施設 建設工事						●	—————	工場棟	—————	管理棟・計量棟	●	
試運転										●	●	
第二工場 解体撤去										●	●	
第一工場 解体撤去										●	●	
本施設稼 働（供用）										●	—————	●
											→	→
											→	→

第3章 環境に影響を及ぼす地域

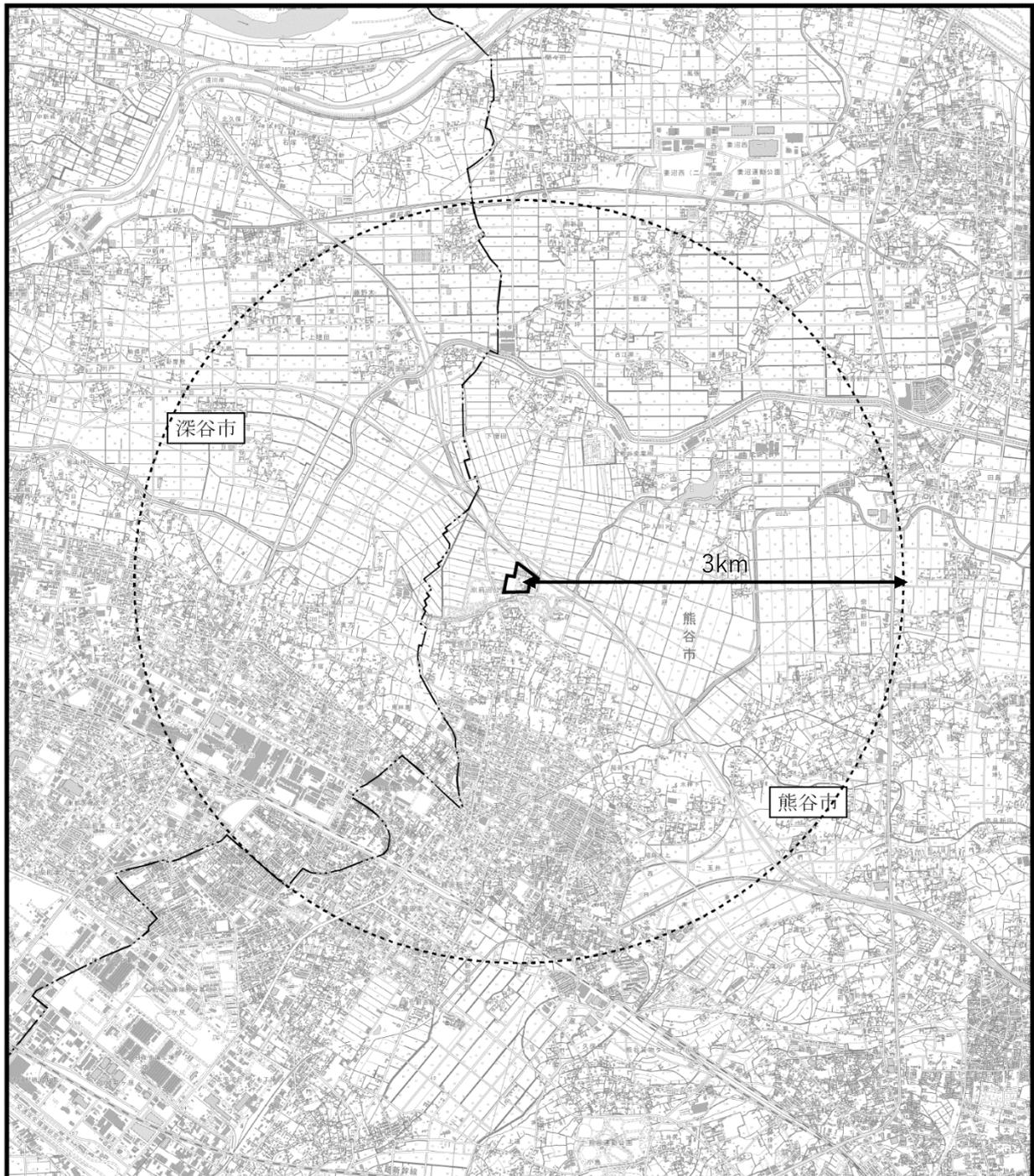
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3.2-1 に示すとおり、以下の 2 市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 熊谷市
- ・埼玉県 深谷市



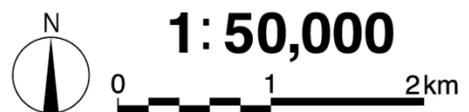
凡 例

□ : 対象事業実施区域

— : 市 界

○ : 環境に影響を及ぼす地域 (対象事業実施区域から 3km の範囲)

図3.2-1 環境に影響を及ぼす地域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2万5千分の1を使用したものである。